

## 平成 20 年度大磯町教育委員会第 5 回定例会会議録

1. 日 時 平成 20 年 8 月 20 日 (水)  
開会時間 午前 9 時 00 分  
閉会時間 午前 11 時 50 分
2. 場 所 大磯町立図書館 2 階会議室
3. 出席者 石 塚 洋 委員長  
清 田 義 弘 委員長職務代理者  
澤 愛 子 委員  
原 田 義 彦 委員  
福 島 睦 恵 教育長  
二挺木 洋 二 教育次長  
林 正 人 学校教育課長  
和 田 勝 巳 生涯学習課長  
山 口 章 子 図書館長  
瀬 戸 克 彦 学校教育課総務施設班主査  
高 橋 正 寿 学校教育課総務施設班主事
4. 傍聴者 なし。

### (開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立した。

### (前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

### 教育長報告

教育長) 私からは、7 月定例会が開催されました、平成 20 年 7 月 23 日から本日まで  
の教育委員会諸行事等についてご報告いたします。お手元の「教育委員会執行報告表」  
をご覧ください。網掛けの部分についてご報告させていただきたいと思  
います。なお、7 月 28 日の網掛けの部分「神奈川県開発審査会」とありま  
すが、正しくは 7 月 29 日 (火) となりますので訂正をお願いいたしま  
す。7 月 23 日から 3 日間、町営の照ヶ崎プールにおいて子ども水

泳教室を開催いたしました。延べ 131 名の参加がありました。7 月 24 日、神奈川県総合体育大会結団式を開催しました。大磯町として夏季大会については、ソフトテニス、ソフトボール、ボーリングの 3 種目に、秋季大会については、バレーボール、ゴルフ、卓球の 3 種目に出場いたします。63 名の選手に委嘱状を交付いたしました。7 月 26 日より、大磯町郷土資料館において開館 20 周年記念展を開催しております。同じく 7 月 26 日、教育委員と大磯町立学校 P T A 連絡協議会の方々との懇談会を開催いたしました。有意義な懇談会となりました。7 月 29 日、神奈川県開発審査会が開催され、新しい幼稚園整備の開発について許可の決定をいただきましたので、平成 22 年 4 月の竣工を目指して事務執行を進めて参ります。7 月 30 日から 31 日、姉妹都市である岐阜県中津川市との児童交流会が開催され、中津川市から児童 17 名、大磯町から児童 7 名の参加がありました。いずれも 6 年生でございます。8 月 7 日、議会福祉文教常任委員会協議会において新しい幼稚園整備事業の進捗状況、教育三法の改正、これは主に教育委員会の点検・評価についてです。それから放課後子ども教室について説明いたしました。8 月 11 日、放課後子ども教室運営委員会を開催し、9 月からの実施に向けて準備状況等を関係団体に説明いたしました。その他、夏休み期間中であることから子どもを対象とした事業や教職員を対象とした夏季研修会を教育委員会や教育研究所主催で開催いたしました。諸行事の報告については、以上でございます。今後の予定については、裏面の「教育委員会行事等予定表」をご覧くださいければと思います。

### 議案第 13 号 大磯町立学校屋外運動場夜間照明施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

生涯学習課長) 生涯学習課の和田でございます。議案第 13 号「大磯町立学校屋外運動場夜間照明施設使用条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

大磯中学校屋外運動場の夜間照明施設の使用につきましては、昭和 56 年より町民ニーズに対する学校開放として行ってまいりました。使用期間につきましては、4 月 1 日から 11 月 30 日までとなっており、12 月 1 日から 3 月 31 日までの 4 ヶ月間につきましては、多くの利用が見込めない時期との判断から、使用の対象としてごさいませんでした。今回の一部改正につきましては、利用団体からの要望をもとに学校開放を積極的に行うとの観点から、年間を通じた利用が可能となるよう、使用期間及び時間に関する条文の改正を行うものであります。照明施設の使用に際しましては、登録手続きを行った団体を対象に貸し出しを行うこととなっており、登録済みの

団体といたしましては、野球、サッカー、陸上、テニス等の団体登録があります。施設の利用状況でございますが、昨年度の実績としましては、年間で82日、利用回数は同じ日にグラウンドとテニスコートが使用されている場合は、重複してカウントするため112回となっており、使用日数、利用回数ともに年々増加する傾向となっており、特に野球、テニスによる利用が増えております。なお、新たに使用できることとする期間の利用時間については、冬場の時期となっておりまして、午後6時30分から午後9時までといたします。さらに、12月29日から翌年1月3日までの年末年始につきましては、施設開放に係る点灯や消灯の管理業務を委託としており、公立学校使用条例施行規則に準じて除くとしております。説明は以上でございます、よろしくお願いいたします。

(質疑応答)

清田委員) 1点目ですが、中学校の部活は何時ごろ終了するのでしょうか。2点目ですが、冬季における大磯中学校の霜の状態はどのようなのでしょうか。

学校教育課長) 詳細な終了時間は把握しておりませんが、年間を通じて日没に終了時間を合わせております。一番短い場合ですと、夕方5時30分に終了したはずですが、後ほど確認いたします。

生涯学習課長) グラウンドの状態ですが、大磯中学校につきましてはグリーンサンドという通常の土と異なるもので整備しておりますので、今回この開放によってグラウンドを傷める心配がないため期間の拡大を行います。

委員長) 部活は5時30分で終了するというご説明でしたが、例えばソフトテニス部など部活動によっては遅くに帰っている生徒を見かけますが、練習を終了した後にミーティング等を行っているからなののでしょうか。部活動とナイター利用が重なるのではないのでしょうか。

学校教育課長) 基本的には部活動の終了時間は定められておりますが、委員長がおっしゃられたように、部活動が終了した後も生徒がなかなか下校しないという状況があります。あるいは、練習後のミーティングを行っている場合もあります。しかし、学校で最終下校時間を定めておりますので、ナイター利用と重なることはないです。

委員長) そうすると6時30分以降は夜間開放を優先するということでしょうか。

教育長) 夏場と冬場で最終の下校時間は異なっております。先ほど学校教育課長の方から日没ぐらいが下校時間となっていると申し上げましたが、委員長のおっしゃる6時30分、7時に下校するというのは、ちょうど今の時期であると思います。

原田委員) 照明施設等を使用するので、それに伴う電気代がどれだけ増加するのか予測されているのでしょうか。また、この電気代については、利用団体が負担するのでしょうか。添付されている規則の第4条をみると、「学校屋外運動場夜間照明施設使用料還付申請書」というものがあるようですが、こ

れによって無償で使用していただく形となっているのでしょうか。住民の方々に学校を開放し使用していただくことは賛成ですが、やはり費用増については利用者負担が原則になると思うのですが、どうでしょうか。

生涯学習課長) 照明使用の電気代ですが、電気代については夜間照明だけが別となっているわけではないので、中学校全体の光熱水費の請求として上がってきております。現実的には寒暖によって上下する部分があるのですが、年間約20万円前後増加しております。その増加分については、夜間照明の使用の増加による部分が含まれているとは思いますが、全てがその理由であるかどうかははっきりしません。

テニスコートについては、中学生以下の子が参加しているジュニアテニスの団体が定期的に利用され、もう少し利用期間を伸ばして欲しいと言う要望が出ております。基本的には電気代は利用者負担となっており、使用料を徴収しておりますので、増加した分については収入として見込めると考えております。利用者負担についてはグラウンド全体の照明を点灯させた場合は5,000円徴収しております。テニスコートのみの場合は2,000円です。グラウンドとテニスコートの両方を使用している場合は、3,000円をグラウンド利用者に、2,000円をテニスコート利用者に負担していただいております。全ての照明を点灯させた場合は5,000円の収入となり、使用時間は2時間半ですので、電気代を踏まえた上で使用料の徴収を行っております。支出は増加しますが、歳入も増加することになります。

原田委員) 照明は電気をとっても消費しますので、このような点を考えないといけないと思いました。

委員長) 夜間照明専用のメーターを取り付けるのは容易ではないでしょうか。利用者から5,000円の使用料は高いのではないかと、という意見が出た時に説明するため、どれだけ電気を消費しているのか明確にする必要があるのではないのでしょうか。

生涯学習課長) ワット数等の状況もありますので、新しいメーターの設置はどうかという部分があります。運動公園では、2時間のナイター施設利用をいたしますと8,000円かかります。中学校は照明数も当然少ないのですが、5,000円でグラウンドが使用できるので、試合を行う場合は多少金額がかかりますが運動公園で、練習の場合は安価な中学校で、というような使い分けがされており、かなり利用数が増えております。また、運動公園は3月から利用が始まるということで、12～2月は芝の養生のために使用できなくなります。現状では、3月になると先行して利用可能な運動公園に予約が殺到し、あぶれる団体も出ております。そのような団体が大磯中学校のナイター施設を利用することも考えられますので、更に利用の促進をしていきたいと思っております。

原田委員) 主に野球、テニス、サッカーの団体利用が多いということですが、12～3月までというのは、屋外スポーツについてはそれだけの利用があるので

しょうか。高等学校野球連盟では、対外試合を12月～3月に行われる春季大会までの期間は禁止しております。屋外の気候状況を踏まえた上でそうしているのだと思うのですが、この点についてどうお考えですか。

生涯学習課長) まず、テニスについては年間を通じて利用ができ、コートも全天候型となっておりますので、霜が下りる心配等はありません。テニスはかなり使用されていまして、平成17年度には30件だったものが、昨年度は60件でした。ほぼ毎週利用されている状況です。中学校の開放が無い時期については、他の場を探して活動されているとのことですので、定期的に利用したいとの要望が出ております。野球についてですが、社会人の方による利用が多くなりますので、運動公園もそうですが11月～2月という寒い時期でもご要望があります。頻繁な利用ということではありませんが、ナイター利用にかかる費用は照明の電気代と委託料になりますが、使用料で賄える範囲内ですので特に問題はありません。

澤委員) 学校で夜間照明があるのは大磯中学校だけですか。

生涯学習課長) その通りです。

澤委員) 使用できるのは大磯町民のみですか。

生涯学習課長) 町に登録されている団体が利用可能です。

澤委員) 照明の費用ですが、先ほど原田委員がおっしゃったように、利用者負担が当然だと思います。その原則の範囲内であれば期間延長も良いと思います。町側に赤字がでない料金設定となっているのですね。夜に煌煌と明かりが点いているわけですが、使用している電球などもエコに配慮していただきたいと思います。

生涯学習課長) 利用団体ですが、町内在住者が代表となっている団体です。団体内に町外のメンバーがいることは特に問題ありません。個人利用は認めていません。電気代につきましては、運動公園の8,000円という料金設定も基本的には当時の電気代をもとにしてしておりますので、応分の負担となっていると思います。今後、電気代も値上がりするようですので、その点は町全体で考えていきたいと思います。

委員長) 質疑を打ち切りたいと思います。討論を省略し、採決に入ります。議案第13号について、原案どおり意義ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第13号「大磯町立学校屋外運動場夜間照明施設使用条例施行規則の一部改正について」は原案どおり承認いたします。

## 議案第14号 平成20年9月補正予算における教育委員会予算要求について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 学校教育課長の林でございます。「平成20年度9月補正予算における教育委員会予算要求について」補足説明をさせていただきます。

別紙をご覧ください。今回は、歳出でございます。予算科目、幼稚園費、事業名が月京幼稚園施設整備事業でございます。今回の補正理由でございますが、ご承知のように、今回補正で計上している内容のほとんどは、平成19年度の当初予算で予算計上したものでございます。都市計画法の改正に伴い、市街化調整区域での開発行為に許可が必要となり、それに伴う事務的手続の関係で、19年度の執行を見送った経緯がございます。先月末の県の審査会において、開発行為の許可が下りましたので、今回、9月補正で予算計上するものでございます。

それでは、順次、予算科目、細節の順にご説明いたします。まず、需用費の消耗品費でございます。これは、地権者5名と売買契約を結ぶときの契約書に貼付する収入印紙代でございます。

次に、役務費の手数料ですが、1つは、建築基準法第6条に基づく建築確認申請手数料、もう1つは、第20条に基づく構造計画適合性判定手数料でございます。また、地権者の中で1名の方が代替地を希望している関係で、その土地の不動産鑑定手数料でございます。

次に、委託料の測量調査委託料でございます。先ほど申しました代替地の測量等に係る手数料でございます。もう1つは、設計委託料ですが、これは、新園舎の実設計委託料でございます。

最後に、公有財産購入費の土地購入費でございますが、これは、新園舎を含む開発予定地の用地購入費でございますが、大磯町生沢402-1ほか4筆、計5筆、合計用地面積4,292.42㎡の土地購入費でございます。

(質疑応答)

原田委員) この補正で計上される金額については、建築費、幼稚園園庭整備費を除く部分が計上されると解釈してよろしいのでしょうか。また、来年度に計上される予定の園の建設費を含めると、現在の月京幼稚園の売却額の範囲内で収まる見込みなのでしょうか。

学校教育課長) ただいまのご質問の前段については、原田委員のおっしゃるとおりです。建築費用の予算計上は来年度になります。その予算が現在の月京幼稚園の用地売却額に収まるかということですが、具体的な金額は申し上げられませんが、収めたいとの気持ちはあるのですが、若干足が出る可能性がございます。

原田委員) わかりました。施設が新設されるわけですので、若干の超過は仕方ないと思います。内訳表について質問させていただきたいのですが、需要費として収入印紙代が要求されています。印紙税法に基づくことになるかと思いますが、町や県などの公共機関が印紙税法の対象となるのでしょうか。

学校教育課長) 地権者が5名おりますので、5通の契約書を交わします。通常ですと収入印紙代がかかるのですが、公共機関については非課税となります。よって地権者へ渡る契約書には収入印紙が貼られていません。逆に地権者から公共機関へ渡る契約書には収入印紙を貼っていただきます。通常ですと地権者が収入印紙代を負担するわけですが、公共事業に関わる場合には公共機関が負担することとしております。これは契約書にも記載されていることです。

原田委員) 協力していただく観点から、地権者の負担分を町で負担するということですね。

澤委員) 今回、補正予算を要求した理由として、昨年度予算取りしていたものが、間に合わなかったということで、それが新しい幼稚園建設費の多くの部分にあたるということですね。そうしますと、購入のための予算は一度認められているのですね。今年度要求している額は、正当な購入費用に基づくものなのでしょうか。

学校教育課長) 基本的には19年度の要求額と変わっていませんが、土地の鑑定委員会を開き単価を出したことや、代替地を新たに希望した等の諸費用により、異なる部分がございます。あと、補償費がなくなった点も違いの1つです。

委員長) 補償費とは何の補償費でしょうか。

教育次長) 当初は現在購入予定の用地に加え、予定地の東側に位置するビニールハウスの用地も購入予定でした。その土地についてはビニールハウスの補償費が4,000万円ほどでした。しかし、予定地の西側に位置する土地が購入できることとなりましたので、その差額分が昨年度と今年度で違いがあるということでございます。

清田委員) 今の話ですと、土地の購入価格が下がる可能性があるということですが、その分を含めて園舎に予算をつけていただければと思います。赤字になるからといって、要望されていた園舎を削るようなことがないようにお願いしたいと思います。

委員長) 今年度予算要求の際に、金額を設定しましたが、その内訳に解体工事費が含まれていたと思うのですが、今回のものには入っていません。この解体工事は21年度に執行されるということですのでよろしいのでしょうか。

学校教育課長) 幼稚園は現存しておりますので、委員長がおっしゃる解体費は、月京幼稚園に隣接しておりました倉庫の解体費用を指します。

委員長) 倉庫の解体費用は含まれていなくて良いのですか。

学校教育課長) 倉庫につきましては、既に解体いたしました。

委員長) 予算要求の際には解体費が含まれておりましたが、もう既に解体は済んでしまったのですね。わかりました。それでは質疑を打ち切りたいと思います。討論を省略し採決に入ります。議案第14号について、原案どおりで異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 14 号「平成 20 年 9 月補正予算における教育委員会予算要求について」は原案どおり承認いたします。

## 協議事項第 1 号 学校教育及び社会体育のプールに関する検討について

教育次長) お手元の協議事項第 1 号の資料に基づきまして、ご報告させていただきたいと思います。

学校及び社会体育プールの検討につきましては、生沢プールの廃止に伴いまして、次期プールの検討ということで、報告書の 1 ページ目「はじめに」で生沢プールの建設経過と検討経過、廃止に至るまでの経過等が書かれています。生沢プールの今後のあり方については、社会教育委員や教育委員など多くの方々から整備等の要望がございました。その点について、教育委員会として検討していくということで進めてまいりました。検討会につきましては、私を座長としまして、15 ページになりますが、学校プール及び社会体育プールに関する検討会設置要綱ということで、右側に検討会のメンバーを記しております。教育委員会だけではなく、様々な観点で意見をいただくためこのようなメンバーを選出いたしました。検討の目的につきましては、生沢プールの代替をどうするのかという大前提がありますが、合わせて学校プールについてもどうするのかという、大きく分けて 2 つの主題を設定いたしました。検討会につきましては 2 ページに書かれていますように、4 月の定例会で廃止の承認をいただき、議会の条例の廃止の前に準備会として 1 回開催されております。その後 3 回検討会を開催して様々な意見交換を行いました。学校からは教頭、体育担当教諭などと意見交換会を 2 回開催いたしました。検討内容につきましては、旧生沢プールは社会体育プールでしたので、社会体育プールの整備をしていくのか、それに合わせて学校プールが社会体育プールとなり得ないかという観点で検討を行いました。また、新たな整備を行わず、社会体育プールにせよ、学校プールにせよ、町有の既存施設で対応できないかとの意見が町から出まして検討しております。社会体育プールにつきましては、旧生沢プールの様に屋外の 2 ヶ月間のみ使用という選択肢もありましたが、年間を通した屋内プールという前提で検討しております。そうすると 2,000 m<sup>2</sup>ほどの敷地のプールとなるかと思えます。検討材料としましては、5 ページに図面がございしますが、これは大田原市がこれから建設予定のプール施設となります。屋内の年間を通した利用可能な社会体育プールということで、地域住民の利用できる施設を加味したプールとなっております。このプールと同様の施設をつくることを前提で検討していきます。学校プールとしては、建設地として国府小学校と国府中学校の選択肢がありますが、授業数や施設環境を考慮すると国府小学校に建設することが望ましいというこ

とで検討してまいりました。先ほども述べましたが、それに加えプール整備をしない場合についても検討いたしました。3～4ページについては社会体育プールの検討結果です。まず、プール整備には2,000㎡必要になるが場所はどこにするのかという点ですが、運動公園で検討しております。多目的グラウンドと南側駐車場・貯水池周辺の2箇所が候補にあがりました。南側駐車場の場合は、造成工事、駐車場の新設の問題が出てきます。面積的には可能です。多目的グラウンドについては、面積的には十分可能ですが、水をポンプアップする施設が必要ではないかとの意見が出ました。年間を通してのプール利用が運動公園にもたらすメリットが挙げられましたが、これについては後ほど説明いたします。社会体育プールの場合一番課題となるのは、プール整備費に加え、運動公園に建設するのであれば公園の再整備が必要になることです。照ヶ崎プールの老朽化等の将来性を考え、まとまったプール施設の整備をしてはどうかとの意見も出ておりました。運動公園に建設した場合の学校授業への対応ですが、学校側は距離的にも問題ないのではないかという意見でした。しかし、実際距離を測ると、今年利用したロングビーチと距離的に変わらないので、多少影響がみられるかもしれません。既存の町有地に整備した場合ですが、法改正によってプールは市街化区域に建設しなければならないのですが、西部の市街化区域には設置できる面積の町有地がなく、また市街化調整区域に設置するにしても県開発審査会の許可が必要となります。新たな用地を取得した場合ですが、用地取得に多額の費用が必要となります。また、学校からできるだけ近距離であることが望ましいと学校からの要望が出ております。

次に、新たに社会体育プールを建設せず、他のプールを利用する方向性の検討をしております。その場合、照ヶ崎プールの利用にあたっては、学校授業の際にシャトルバスの用意などの配慮が必要ではないかとの意見がでました。これは他市町村で実際に経過処置としてとられた方法です。学校授業で使用する場合には、時間、送迎、開設期間が課題となりますが、この点につきましては学校プールの項目で説明したいと思います。また、おおいそ学園の使用については、素心学園が年2回ほど利用していますが、一般の方の使用については難しい状況です。町としては、屋内型のプールに改修することで、入園者への配慮をした一般開放ができるのではないかとということで、平成21年度予算において県に要望しておりますが、県の対応は未定ということです。ロングビーチの利用についても西部地区の小・中学生に対しては、補助券等を配布する配慮が必要ではないかということでございました。町外施設の利用についても、生沢プールが無料でしたので、他市町施設を利用する際には無料とする配慮が必要ではないかということです。町外施設への送迎については、無理であるとされました。

続きまして5ページは先ほど述べたとおり屋内型社会体育プールの予定図です。総建築費は6億円ほどです。屋外型社会体育プールでは約2億円

となります。

6 ページですが、社会体育プールのまとめとしまして、前段の3行では、全天候型のプールを前提に検討したことが記されております。1点目の運動公園については、建設地は、公園南側駐車場か多目的グラウンド内が想定されました。南側駐車場については駐車場の移設や調整池の造成工事が、多目的グラウンドについてはポンプ設備、フェンスの整備が必要である。運動公園内にプールを整備する効果としては、公園内の他施設との連携利用やプール及び付属施設による健康づくりや体力づくりなど、広く町民が利用できる総合運動施設として、各種事業の展開が図られ利用者の需要も十分にあるとされています。学校水泳授業での利用においては、移動に係る時間も許容範囲であり、通年開設になれば水泳授業の期間も夏休み前に限定されず年間を通して実施が可能となります。照ヶ崎プールを利用する場合には7月頃に利用が集中することになりますが、運動公園にできればある程度調整ができるという意味合いで書かれております。なお、建設費用でございますが、屋内プールについては約6億円で公園整備費は別途必要です。後でご説明いたしますが、国・県の補助対象となります。施設維持管理費については二宮の屋内プールを参考にしたのですが、人件費を除き5,000万円程度と推計されます。これはもう少し抑えられるかと思えます。

2点目の既存町有地については、市街化区域内に整備可能な土地が無く、また市街化調整区域内での建設には許可が必要であります。

3点目の新たな設置場所の確保につきましては、費用、期間の問題があります。プールを整備しない場合については、建設費用がかからないというメリットはございますが、西部地区小・中学校の子どもたちについては、何らかの配慮が必要であるとまとめてあります。これが社会体育プールについての検討でございます。

続きまして、学校プールに移りたいと思います。平塚市においては各学校にプールが設置されており、学校にプールを設置する方向性もあるのではないかとということで検討しております。国府小学校に設置する前提で検討したのですが、具体的にはグラウンド内か国府支所と校舎の間に位置する小公園が建設地となります。小公園につきましては図面で確認していただきたいのですが、図面右側が県道になります。門の南側が小公園と呼ばれている所で、ここにプールが建設できるぎりぎりのスペースがあります。グラウンドについては、学校との話し合いの中で120mのトラックが確保できればグラウンドとしては良いのではないかとことです。グラウンドは学校開放で野球、サッカーの利用がされていますが、使い勝手が悪くなってしまふとの意見も出されております。グラウンド南北の近隣住宅への配慮が必要との意見が出ております。小公園については、クスノキの大木があり伐採しないと建設面積を確保できない問題点がございます。月京地区の住民が盆踊り等で利用しており、その辺りの調整も必要であります。学校プー

ル建設のメリットとしては、時間的なロスが少なく、使用期間の制限がありませんので、学校水泳の充実が図れるのではないかと考えております。学校プールだけでなく、社会体育プールとしての一般開放も他市町の事例をみると可能であるということです。しかし、あくまでも学校プールですので、幼児用プール等が設置できないなどの制限があります。伊勢原市立成瀬小学校においては、防災機能を付帯した学校プールが建設されており、視察に行きましたが、国府小学校も指定避難場所となりますのでこのような防災施設の設置も良いのではないかと意見が出ております。学校内であれば整備期間が短期間で済む点もメリットとして挙げられております。学校敷地内での設置は移動時間についても短縮できます。今年度はロングビーチを利用しましたが、学校水泳を行う環境には不向きであることが教諭から指摘されております。9ページは標準的な学校プールの参考図です。10ページは伊勢原市立成瀬小学校のプール図です。仮設トイレの給水機能等の防災機能を有したプールとなっております。12ページが学校プールのまとめとなります。学校内にプールを設置した場合の課題点ですが、プール用地としては1,000㎡必要なので、グラウンドに120mトラックを確保することは可能であるということです。土曜日、日曜日の一般開放や近隣住民への配慮が必要となります。小公園に整備する場合は、樹木の伐採・移植、歩道橋からの目隠し設置、地域住民への配慮が必要となります。学校プールのメリットとしては、移動時間の短縮により他の授業への影響が少なくなるのではないかとされています。中学校についても同様に移動時間の短縮がなされます。学校プールの一般開放については可能であり、これは学校が行うのではなく生涯学習課が主体で行っていくものであります。防災拠点の整備が可能になる点も挙げられます。費用としては、学校プールの場合1億5千万前後ということで、成瀬小学校のような防災設備を整備しますと5千万円がプラスされる形となります。建設費用は国庫補助の対象となってきます。維持管理費については、夏季に限定されるので一般開放の人件費を除くと4百万円程度となります。学校プールの整備を行わない場合の検討も記載しておりますが、送迎費用等の理由から問題があると考えております。

以上、社会体育プールと学校プールを整備した場合の検討を報告しました。最後に補助制度についてご説明いたします。プールについては平成18年度から、安全・安心な学校づくり交付金で整備ができるようになりました。社会体育プールとして建設した場合には、地域スイミングセンターという位置づけで、浄水型と一般型の2通りがあります。防災設備付きの浄水型ですと1/2の補助が受けられます。補助金の算定の方法が基準面積と基準単価の積の1/2ないし1/3が補助額となります。地域スイミングセンターの屋内型になりますと620,000円ほどの基準単価で400㎡の面積を想定し1億2千万円という補助金額を算定しております。屋外型になりま

すと、基準単価が 163,600 円の面積 400 m<sup>2</sup>を積の 1/2 ないし 1/3 で算出しております。屋内型を整備する場合は 1 億 2 千万円程度の補助が出て、屋外型の場合は 3 千 2 百万円程度の補助が出るということです。学校プールについても社会体育プールの屋外型と同様に、164,600 円が基準単価で 400 m<sup>2</sup>の面積で算出しております。先ほどの屋内型の社会体育プールの基準単価は 623,500 円ということで想定をしております、屋外プールの場合は、学校プールでも社会体育プールでも 3 千 2 百万円ほどの国からの補助が出ることとなります。また、地域型のプールですと県から振興補助金が出ます。学校プールの場合は補助がありませんが、社会体育プールの場合は屋内型で 3 千万円、屋外型で 1.3 千万円の補助が出ます。以上が検討委員会の報告書となりますが、本日は教育委員のご意見をいただき、それを踏まえた上で社会教育委員会へ諮問をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

(質疑応答)

委員長) 検討会が庁内で 5 回、学校との意見交換が 2 回開催されたということで、精力的に様々な角度から検討を行っていただきありがとうございます。この後、お話にあったように、大磯町社会教育委員会に諮問するという前提で協議をお願いしたいと思います。

澤委員) まず、感想ですが、よく検討してくださっていると思います。参考資料として添付されている「国府小・中学校との意見交換について」の内容ですが、25m泳げる子どもがほとんどいない現状に大変驚きました。私自身は上手く泳ぐことはできなかったのですが、今の時代で小学校高学年になって 25m泳げないものなのですね。また、中学校 1 年生においては、天候が原因で 4 年間も水泳の授業が行われていないのは非常に驚きです。しかも、大磯には海があるにもかかわらず、海は泳ぐところではない、泳がしてはいけない、という風潮もあるようで、あまりにもひどい状況にあると思います。公立小学校・中学校に通っている児童・生徒には、学校水泳用のプールを用意することが最低限必要だと感じました。それに対して、新たな施設を建設しないで済むように考えるよう、座長にご指示があった様子ですが、それは少し的を外れているように思います。すでに町の財産に戻した旧生沢プールの跡地は、町の財産として利用ないし処分される訳です。それによる財産支援があるわけであり、また、国からの補助も有効活用すれば、一時的には建設費用が必要かもしれませんが、新プールの建設も可能だと思います。第一に学校水泳を行える環境作りを進めなければならないと感じました。

清田委員) 社会体育プールについてですが、トレーニング室という間取りがありますが、具体的にはどのような部屋になるのでしょうか。会議室やこのトレーニング室は必要なものなのでしょうか。

教育次長) トレーニング室とは、様々なトレーニング器具を設置した部屋となっており、二宮の町営プールにもございます。屋内プールを建築するのであれば、地域の人々も利用できるようなプール整備を図るという目的で、地域スイミングプールにおける補助メニューの中に含まれております。屋外プールの場合は、このような部屋を設置することはありません。屋外に比べ、屋内プールにおける国の補助基準単価が 625,000 円という高額になっているのも、このような補助メニューを含むからであります。トレーニング室等の部屋が計画に加えられているのは、必要性の高さもありますし、補助メニューに含まれているという理由もあります。

原田委員) 検討報告書を全体的に読ませていただくと、廃止した生沢プールの代替施設であるという位置づけから少し後退したのではないかと、との感じを受けます。社会体育プール・学校プールのどちらの場合についても幅広く検討していただいているのですが、町外の施設を利用する、町内の照ヶ崎プールを利用するという選択肢が検討されている点は、新プールを建設しなくても対応可能という方向性の模索と読み取れ、生沢プールを廃止した時点での移転を検討するという位置づけからは後退したように思いました。6億円をかけて屋内プールの建設を要望はしませんが、必要最小限の施設を整備した、社会体育・学校教育に対応できる屋外プールの建設を目標に計画を進展させていただければと考えます。

委員長) 生沢プール廃止の際における、学校プールを迅速に新設しなくてはならないという決意に基づけば、新プールの建設を進めるのは当然だと思います。全天候型の屋内プールとするのか、学校水泳の合間に地域住民に開放する屋外プールとするのか、この後、社会教育委員会に諮問する訳ですが、教育委員会で結論付けをしてしまうのも好ましくないと私は思います。多様な角度から検討していただいた点は良いと思いますが、選択肢を羅列して投げかけるのではなく、本定例会において各委員から意見が出たように、総合的なプール、生沢プールのもっていた社会教育プール機能を含めた学校プール、この2点に選択肢は限定されると考えますがどうでしょうか。

清田委員) 将来を見据えた大規模な社会体育プールという方向性もあるとは思いますが、大磯町の財政状況を考えると、必要性があるかどうか疑問があります。平成24年には、中学校の教育課程で学校水泳を実施しないといけませんので、学校内に建設する方法もよいと思います。急を要する部分がありますので、コンパクトでもよいので新プールの建設を進めていただければと思います。国府小学校に学校プールを建設して一般開放した場合、利用者の駐車場の確保が難しいのではないのでしょうか。検討する必要があると考えます。運動場のトラック120mを確保するとのことでしたが、運動会における観覧席を設置する場所を考慮する必要があると思います。国府小学校からロングビーチまでは障害物があり遠く感じると思いますが、運動公園についても意外と距離があると思われれます。

- 委員長) 2 km はないと思いますが、どのくらいの距離があるのでしょうか。
- 教育次長) 1. 4km ほどございます。今年度は、ロングビーチの東側に位置するテニスコートから入場したので若干距離が短縮されましたが、坂を登って通常の出入口から入場するとやはり遠いと思われます。
- 委員長) ロングビーチを使用した場合、他校の生徒との係わり合いが授業に好ましくないのですね。
- 清田委員) ロングビーチはとても広いので、先生の指示する声が届かないという問題点もあるのではないのでしょうか。
- 委員長) 澤委員のお話にありました、子どもの大多数が 25m 泳げないという実態も問題であると思います。学校内にプールがあれば、先生の指導も行き届くと考えます。今までは、雨が降ると学校水泳は中止となっていたのですね。徒歩での移動に問題があったのだとは思いますが、学校内にプールがあれば多少の雨が降っていても問題ないと思います。
- 清田委員) 余談ですが、水温と気温の関係で基準の温度に達していれば実施することになっています。
- 委員長) 雨が降っていること自体ではなく、水温と気温に基準があるのですね。
- 澤委員) 繰り返しになりますが、最低限、新プールを建設することは達成していただきたいと思います。すでにプールを廃止しているのに、資金がないからプールを建設できないというのは、常識上通らないと思います。使用できるプールを確保するのが第一ですが、大規模なプール建設を検討していただいているのは良いと思います。運動公園に新プールを建設する方向性は、良い機会なので考えておくべきです。検討委員会のメンバーの中に企画室、経済観光課長、都市整備課長がいらっしゃいますが、このような方々の役割から見ると運動公園の価値はどのようにうつるのでしょうか。大規模な運動公園をつくったものの、中途半端にしか利用されていないのが実状であると思います。利用価値を高め、大磯の特色を出す活動をもたせるのがこのような方々の役割ではないのでしょうか。運動公園内に室内プールを建設する場合に、トータルでどのような物が考えられるのかを検討した場合に、資金工面に関する動きが出てくるのだと思います。ですので、運動公園に屋内プールを建設するだけの価値があるかどうかを検討していただきたいと思います。資金は問題だが、このような点も考えられるのでは、というような前向きな意見を言って下さったのかどうかをお聞きしたいと思います。
- 教育次長) おっしゃる通りでございます。社会体育プールを建設するする場所は運動公園が好ましいという前提のもと、運動公園の他のメリットや照ヶ崎プールの将来を考慮した場合、全シーズン型屋内プール建設を検討するべきではないか、という意見がありました。
- 澤委員) 現在、運動公園の運営は委託されている訳ですが、民間企業の活用をさらに推進する手段もあるのではと考えます。業者からすると運動公園は不

便な場所に位置するかもしれませんが。しかし、手の出るほど欲しいと考えている業者もあるかもしれません。子どもにプールを用意するのが第一ですが、民間企業の力を活用することによって運動公園施設の有効利用が促進されるのではないかと、そのような大きな視野で検討を進めるのも選択肢の1つではないかと思えます。

教育長) 社会教育委員に諮問するにあたって、検討会として新たなプール整備をしないということで1つのシミュレーションをしていただきました。それは、新プールを整備しないというのではなく、整備をしない場合はどうなるかという点を検討してくださった訳です。その結果として、社会体育プールにしても、学校プールにしても、新たなプール整備をしないとなると、児童・生徒送迎の問題、利用料の問題、学校水泳を他市町のプール施設まで行き実施するかどうか等様々な問題があり、検討はしたものの結論としては新プールを整備しないという選択肢はない、との見解に至ったと私は読み取っております。よって、新プール整備を行わないという選択肢は含めないで考えたらどうかと思えます。それが、生沢プールを廃止した際の教育委員会としての思いであった訳ですので、新プールを整備しないという選択肢はカットするべきではと考えます。

澤委員) 新プール整備を行わない選択肢に係る資料提出は行うのでしょうか。

教育長) 諮問する際に内容の精査を行い文書化する訳ですが、資料としては添付することになると思えます。

委員長) 検討委員会報告は資料提出するのですか。

教育次長) 提出いたします。教育長がおっしゃったように、諮問の際には内容を絞っていきます。

委員長) 検討委員会を開催し、教育委員会で協議した成果をもとに諮問書を作成するにあたって、実行できないことを並べても仕方がないので、検討内容を取捨選択して提出することで良いと思えます。

原田委員) おそらく、選択肢としては3通りほど提示し、諮問していただくことが望ましいと思えます。

委員長) そして、社会教育委員会としてそれ以外のご意見があれば挙げていただきたいと思えます。新プールを整備する必要はないと考えている方々は、当然いないものと私たちは認識しております。

教育次長) 原田委員がおっしゃった3つの選択肢とは、学校プール、社会体育プールとして屋内と屋外ということでよろしいでしょうか。

原田委員) よろしいです。

教育次長) 社会体育プールについては、大規模な屋内型のものだけでなく、旧生沢プールのような屋外型プールも選択肢の1つとすることで理解しました。

委員長) 運動公園が未完成であり、万台こゆるぎの森の使い道も大学となることで進んでいる訳ですので、そのような将来性を考慮した上で検討していただければと思えます。大学もプールを建設するのではないかと思えますし、

その場合どうするのか。また、町としてどのような計画で社会体育プールを運動公園に求めるのか、敷地と利用者はあるわけですから、無いのは資金だけですので、ぜひ検討をお願いします。ロングビーチを学校水泳で利用するのには不具合があるのですね。

澤委員) ロングビーチの利用は、あくまで緊急策としてお願いしている訳です。

委員長) 以上で質疑応答を打ち切らせていただきます。学校プール及び社会体育プールの検討をしていただき、ありがとうございます。今後はこの検討をとおして社会教育委員会に諮問させていただくわけですが、諮問書につきましては、事務局と私のほうで検討させていただき、事後報告となりますが、ご了解いただきたく思います。

## 協議事項第2号 町指定有形文化財の指定について

生涯学習課長) 生涯学習課の和田でございます。協議事項第2号でございます、「町指定有形文化財の指定について」ご説明いたします。

旧伊藤博文邸、滄浪閣につきましては、平成19年3月30日、売買により所有権が移転されました。現在の所有者からは、開発事業計画であります「(仮称)旧伊藤邸保存活用シニア邸宅プロジェクト」に係る「開発事業事前協議書」が、平成20年5月19日に大磯町長宛てに提出されております。開発事業の計画内容等につきましては、町の所管する部局を中心に協議が進められておりますが、まだ、法的な問題や課題を多く含む事前相談の段階となっておりますので、事業そのものが不確定な部分を含んでおります。

今回、ご協議いただく内容につきましては、開発事業計画に並行して、旧伊藤博文邸、滄浪閣の保存活用計画を進めたいとの申し出があり、平成20年7月29日に所有者であります川邊泰男氏より、資料の2枚目でございます「町指定有形文化財指定に係る事前相談書」が提出されました。今回の保存活用計画では、「建物の安全性を確保しつつ日常的な活用を図るとともに、文化財としての利活用を考え、建築当時の状況に配慮した復元計画のもと、町指定有形文化財の指定を受けたい」との基本方針が事業主より示されております。お手元の資料をお開きいただき、A3サイズの図面の1枚目は既存の平面図で、レストランとして使用されていた状況が記載され、2枚目は建物全体の立面図です。3枚目は平面図が添付されており、斜線の部分につきましては、調査の結果、後から増改築がされた箇所となっております。この斜線部分を除いた部分が建築当時のものとなっております。

もう一枚めくっていただいた部分に朱書きのある図面がございます。この図面は、右下に李垠大磯別邸平面図とありますが、大正時代の後期のものと思われ、当時の平面図に、既存の建物を朱線で重ねたもので、図面の上部、建物の南側は当時のものと変わらない状況で、現在に至っている

と考えられます。

裏面には参考資料としまして、滄浪閣、旧伊藤博文別荘の概要と、先ほどの朱書きの平面図に関する説明、滄浪閣の年譜と町指定有形文化財の指定に係る一連の流れを添付いたしました。右側の「李垠大磯別邸図」は、先ほど朱書きでかかれた図面の元図となっております。こちらは東京都立図書館に保存されており、これに現在の図面を重ね合わせたものが朱書きされている図面です。明治43年に朝鮮併合された後、李王朝の長官であった方に譲渡されたあと現在のような形となったようです。左側の「当初の別荘配置図」は、伊藤博文が住んでいた頃の別荘の様子です。規模の小さかったものが、ある時点で、右側の「李垠大磯別邸図」のような大規模な建築物となったということです。

文化財指定に係る流れですが、現在は教育委員会において内容の協議・調査が行われております。本来であれば申請があつて諮問という形になるのですが、諸事情から事前相談がされている状況でございます。

滄浪閣は、大磯の別荘の中でも最もネームバリューが高く、事前の調査結果からも、現存する部分に大正時代のものなどが確認でき、保存活用を前提とした有形文化財としての指定につきましても、町といたしましても積極的に取り組んで参りたいと考えております。本来であれば、文化財指定に係る申請書の提出をもって、「町文化財専門委員会」への諮問をご協議いただくものでございますが、主たる事業となります「(仮称)旧伊藤邸保存活用シニア邸宅プロジェクト」は、事前協議の段階であり、さらに、滄浪閣全体の復元計画が、有形文化財としての指定に整合するものかとの基本調査や範囲の指定など、もうしばらくの事務調整が必要な状況であります。指定をいたしました後も、所有者としての管理義務や利活用の方法、現状変更等の制限など様々な規制がかかることから、指定に関する申請書及び同意書の提出につきましても、もうしばらくの時間が必要と考えられます。これらのことから、都市計画サイドと協議されている開発事業計画の進捗状況とともに、保存活用に関する事項について事業者側と合意が得られ、申請書及び同意書が提出された後、速やかな対応が行えますよう「町文化財専門委員会」への諮問につきましても、本定例会でご協議いただきたいと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

(質疑応答)

澤委員) 本来、文化財申請されれば町の文化財専門委員会に諮問をかければ良い訳ですが、今回の場合は文化財専門委員会に諮問する段階に至っていないと理解してよろしいのでしょうか。事業主の状況がもう少し整った段階で、もう一度教育委員会に申請されるので、教育委員会としては諮問をお願いすればよろしいということですか。色々複雑な部分があるので今のうちに勉強しておいてくださいということで、事前相談書が出されたと理解し

てよろしいでしょうか。

生涯学習課長) まず、有形指定文化財の場合、町が所有する鳴立庵と藤村邸の2棟しかございません。現状では、民間が所有する建築物を有形文化財として指定していません。滄浪閣につきましては、転売されると決定した当時から、町としては保存する方向で購入者と協議を進めてきました。購入者も保存する意向をもっておられる中で、開発基本計画が提出されています。購入者の事業計画を進展させながら保存を行うこととなり、先ほどご説明したとおり余分な増築部分の撤去を行う必要があります。また、大正時代の建物なので現在の建築基準法にそぐわない部分があり、大規模な補修や文化財としての復元作業も必要となります。よって、かなり高額な費用がかかると予測されています。事業者側は、何十億に近い規模の費用がかかるのではという中で事業を進められております。つまり、関連性のある事業が2つ同時に進行することとなります。今回は現存の建物をそのまま保存するのではなく、当時の面影に復元した上で保存することになります。本来であれば残し終わった物を指定するのが正しい形となります。復元し問題が無く文化財として相応しければ、その時点で指定をするところなのですが、建築基準法の規程や開発にかかわる手続きで色々と問題があり、現存のものに手を加えること自体が、つまり、保存しながら進めることができませんので、壊すことが前提になってしまいます。その際に文化財指定することで、既存の建物を残した状態で復元できることとなります。そのような部分を含めると、開発計画とセットで進めないとなることが見えてきます。例えば、先に建物だけの復元をしても開発を進めなければ、費用が捻出できないというような状況を孕んでいますので、復元に向けて、所有者側と町側が、町の財産としてなんとか保存したいという意向が原則となります。そうすると時間の問題、事業計画との連携した問題が出てきますので、今回のお願いとしては、本来であれば全てが決まった段階で、諮問についてご協議をいただき、ご了承いただいた上で、文化財専門委員会に諮問をお願いするのですが、保存をしていくことをありきとして協議を進めていきたいと考えておりますので、大変申し訳ないのですが、前段として事業者と町との調整が整った段階で諮問をさせていただくことのご了解をいただきたいということでございます。

委員長) 私も取り違いをしていたようです。所有者側から指定有形文化財の指定に係る事前相談書が提出され、教育委員会で検討し、文化財専門委員会に諮問をお願いすることになる訳ですね。まず、私どもからすると、どこまで保存するか分からないのに協議の仕様がありませんということになります。また、申請者側からすると補助金の関係等もあり、町が指定有形文化財に指定してくれるのであれば、所有者側も開発事業を進展させながら努力して保存しようということで、その保存判断に困ってしまいます。

原田委員) 開発事業者からすると、文化財として保存をする部分はできるだけ少な

い方が自分の所有地を有効活用できる訳です。ですから、復元して保存する規模をどうするかという点が一番の協議事項となるかと思えます。非常に大きな建築物になっていますが、最低限どこを保存していただくのかを詰める必要があります。

生涯学習課長) まず「滄浪閣復元平面図」をご覧ください。これは事業者側と調整している内容となっております。この図面におきます斜線部分は、次のページの「李垠大磯別邸平面図」における間取りからはみ出した朱書き部分に該当します。古い黒塗りの間取りが元の建築で、朱書き部分が現在の建物になります。現在事業者側と打ち合わせているところでは、「滄浪閣復元平面図」の斜線部分については撤去していただきます。レストランの営業にともない増改築した部分については撤去していただき、増改築する前の建物については全て復元保存をかけていただきます。平面図左手の「玄関」部分等を復元することになります。

委員長) 図面の方位がよくわからないのですが、国道1号線は図面でいうとどちら側になるのですか。

生涯学習課長) 図面の下方になります。下部に「厨房」と書かれていますが、ここが中華レストランとなっていた部分です。斜線部分は、前所有者の西武がレストラン営業するために増築した部分になりますので、基本的には撤去し、元の状態に戻して活用を図ることになります。現在、事業主に対しては、町側が作成した参考資料における「李垠大磯別邸図」に近い形で復元をし、文化財としての活用を図る計画を提出するようお願いしております。復元費用については本体事業によって捻出されますので、高額の費用を出して復元していただくためには、開発事業計画と平行して進めていかなければならない状況となっております。事業者側とすれば、開発事業が進展するのであれば、滄浪閣の保存にいくら費用がかかろうが保存活用を図ることが現在の条件となっております。問題は、開発の事前協議が提出されているのですが、提出されたばかりで、町側も協議を始めたところです。当然、達成しなければならない課題がございます。最終的な保存活用計画が出る時期がもう少し先になってしまうのですが、ある程度許可が出た段階で早期に進めて行きたいと思えます。業者側も早く許可を下ろしていただければ、前向きに事業を進めるということです。滄浪閣を核とした事業計画を立てたいというのが事業者側の意向です。事業をするので滄浪閣を残すのではなく、滄浪閣をネームバリューにした事業計画を作成したいということなので事業の方針を滄浪閣の復元ありきということで進めていただいております。教育委員会定例会、文化財専門委員会を進める際には、教育委員会定例会で協議をし、文化財専門委員会に諮問をし、答申をいただき教育委員会定例会に諮り指定を行うという流れになりますので、3～4ヶ月の期間を有するかと思えます。そういった部分で、ある程度方針が出されていますので、利活用が図られると分かった段階で、できれば諮問をして

いくことをご了解いただくことが本日の趣旨でございます。

委員長) 生涯学習課長の説明では、申請者は復元する決心のなかで、文化財専門委員会に諮問を行いたいということですね。

澤委員) 増築前の元の建物に復元するという計画だけで文化財専門委員会に諮問できるのででしょうか。

生涯学習課長) 今回の諮問は、文化財として保存できるかどうかの判断をいただくということであります。当然それに必要な復元計画や文化財となれば利活用することが大きな課題となってきますので、復元計画はどういった時期にどういった復元をするのか、その中に文化財としての価値が残されるのか、文化財として指定した時に、利活用をどう図るのか等の問題点を含めて文化財専門委員会への諮問になります。残すかどうかという前提を教育委員会定例会で判断していただき、残す価値があるかどうかの判断は文化財専門委員会ですでにいただき、答申として戻ってまいります。答申をいただいた段階で、指定有形文化財指定をするかどうかの協議に入っていただきます。事業者がどういった計画で行っていくかを、概ねご了解いただけるよう整理した上で諮問をお願いしたいと思います。当然その際には、詳細な図面や復元計画書が示されないと文化財専門員会には諮問できません。

委員長) 概ねどれくらいの費用がかかるのですか。

生涯学習課長) 数億円規模になるかと思います。

委員長) その程度でできるのですか。

生涯学習課長) 撤去費用はそれ程かからないと思います。耐震性の部分や、利活用を図るので場合によっては、一度解体したのちに組み直す部分もあるかと思えます。屋根については、玄関部分においては復元をかけることとなります。現在聞いているところでは、約10億円に近い費用がかかるのではないかと思われま。

原田委員) 開発は県知事が許可するのですか。

生涯学習課長) まちづくり条例にも関わってきます。

原田委員) 町を經由して事務所に許可申請を行い許可が下りる。また、建物を事業者が造るのでしたら、建築確認の申請等を行い許可が下りるという段取りになっているのですね。そういう点は、文化財の部分はどうするかによって、許可されるか否かが決定するので、同時進行の作業になるということですね。

生涯学習課長) 一番問題なのは、建物が建築基準法では不適合となることです。建築基準法の施行以前に建てられておりますので、全く法に適合していない建物となります。それを含めた中で開発事業計画をしますと、建物が不適合ですから壊す必要性が出てきます。一度全て壊してしまわないと、事業計画が進展しません。このような状況を除外していただくためには、この建物を文化財として指定していないと、保存できないこととなります。つまり、建築基準法に適合していない建物ですので壊さないといけません。文

化財として十分必要性があると判断されたならば、保存することが前提となります。適用除外を受ける建築物は、指定されている文化財ですので、残しながら活用を図り、本体事業計画を進展させるためにはただいま述べたような手続きを取らざるを得ないこととなります。現在、吉田邸の保存についても進展させていますが、吉田邸についても同じような状況になってくると考えられます。

委員長) 滄浪閣と言えば大磯、大磯と言えば滄浪閣というほど重要な建築物であると認識しております。申請者側から正式申請がされてからでは遅いのでしょうか。

生涯学習課長) 予定では、幼稚園の時もありましたように、開発審査会の期日がある程度決まっております、その点と整合して計画を進めますと、どうしても時間的余裕がないのが現状です。かなり大規模な費用をかけて、事業主側も用地を取得しておりますので、事業の実施できる時期も神経質にみておられ、円滑に事業を進めていきたいと考えておられます。応分の負担という訳ではありませんが、事業主が用地買収費用を出した上で、建物を保存や復元する費用も全額事業主に負担していただくことで考えております。その場合、町ができることは、開発許可または保存の指定にあたってはなるべく時間の節約をしたなかで協力することになるかと思えます。まだ確定していない時期で大変申し訳ありませんが、改めて協議をかけられる機会があれば協議したいと思うのですが、万が一改めて協議できないことがあれば、事前にご了承いただきたいと思い、先駆けて協議していただくこととしました。

委員長) この時期というのは、開発決定の時期と、開発の条件として必要な重要文化財に指定する時期ということですね。

生涯学習課長) 2ヶ月に一回開発審査会が設定されていますので、この時期を逸しますと2～4ヶ月ずれが生じてきます。この点も考慮し事を運ばなければなりません。

委員長) 事業主からすると、「滄浪閣」というのは非常にネームバリューがあり、事業を推進するにあたり必要不可欠である。町としては、復元をしていただければ、事業に平行して活用していきたいと考えている。両者にとってメリットがあるという判断なのですね。

原田委員) 開発事業者としては開発事業計画を進めるにあたり、さらに有効面積を増やすことができるので、既存の建物を壊したい。しかし、町としては保存をしていきたいので協議をしていきましょう、ということだと思っております。

生涯学習課長) 当然ですが敷地がありまして、敷地に対して開発可能な面積が定められております。この面積は確定されていますから、残った面積での事業計画を立てることになります。よって、本来であれば既存の建物を壊してマンションなどを建設する方が早いと思うのですが、今回は保存活動をメイ

ンに据えた事業計画という位置づけですので、文化財としての滄浪閣があって成り立つ事業計画であると事業主も考えておられます。町としても県が推進する邸園文化圏構想に基づき、吉田邸は県の公園として保存活用を進めております。その中で、民間の建物を有形文化財指定し残す、吉田邸については県立公園として残るということで、大磯町の邸園文化が保存活用されるということになれば大いに魅力となりますので、町としてもできるかぎりの手を尽くしていきたいと考えております。

委員長) 復元後の活用方法はまだ提示されないのですか。例えば、単なる観光ルートに組み込まれた見学会となるのか、見学会に加えて食事処とするのかなどです。

生涯学習課長) 事業者側としては、まず、使用しない建物とせず、利用しながらの保存をしていきたいとのことです。また、町側としては、大磯駅から吉田邸に至る丁度中間に位置する滄浪閣ですので、観光の拠点となるような利活用、さらに今まで大磯の人々が利用していたレストランのように誰でも利用できる形での利活用を考えていますが、このあたりは現在調整中となっております。例えば食事を提供することになりますと、改修方法に変更が生じます。観光として見せるだけであれば耐震改修などで済むのですが、人が入ることにより丈夫な建築物が求められますので、このような点は調整の必要があります。ただ、最低限、専門委員会にかけるまでにはしっかりした計画を提出していただかないと諮問ができませんので、諮問することを前提に事業計画の全体を作成する段階にあります。

教育次長) これまでの場合、教育委員会定例会でこのような文化財指定に関わる文化財専門委員会へ諮問について協議を行ったことはありませんでした。それでは良くないということで、本申請が提出されましたら、専門委員会へ諮問する事務手続きをしてよいか協議していただくこととなりました。これが本日の趣旨となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

清田委員) 確認ですが、斜線が引かれた部分を撤去し、現在の南側部分は保存対象であるということですが、それ以外の部分も当時の様に復元し活用するということでしょうか。

生涯学習課長) 本来であれば、保存に対する手続きが終了した時点で建物を保存することとなります。しかし、手をつけることができない状況ですので、こういった形を見据えて保存していく、保存した後にいらぬ部分については撤去し、当時の面影を残すことを前提に有形文化財として指定していくこととなります。

澤委員) 事業者から正式な申請書が提出されるタイミングと、定例会開催日とのタイミングが合わないことも考えられるので、正式にどういった申請が提出されるか分からないが、提出された際には専門委員会へ諮問することへの承諾が欲しいということですね。滄浪閣という名称にはネームバリューがありますし、命名したのは伊藤博文なのですよね。伊藤博文が住んでい

た初期の別荘の規模は資料にあるとおりとのことですが、現存している建物には当時の建物は全く残っていないのですか。

生涯学習課長) 残っておりません。

澤委員) それでは現存しているのは、大正時代に李氏によって改築された建築物の一部であり、それを当時のように復元し保存活用するということなのですね。伊藤博文の滄浪閣は李氏に譲渡され全面改築が行われたが、滄浪閣という名称はそのまま引き継いだということですね。

生涯学習課長) 滄浪閣というのは、大磯の人だけが使用している名称のようで、事業者側も今回の事業計画名称を「旧伊藤邸保存活用シニア邸宅プロジェクト」としております。当然ネームバリューとしては、滄浪閣というのは元々伊藤博文の別邸の総称になっておりますので、大磯町としてはこの総称を用いています。中華レストランが「滄浪閣」という名称であったので、印象が強かったのだと思うのですが、文化財の指定にあたってもどのような名称で指定するのかという点も争点になってくるかと思えます。そのような点を含めて、もう一度沿革を整理し、文化財とする価値を図る必要があります。資料では滄浪閣旧伊藤博文邸となっておりますが、実際には伊藤博文の住んでいた建物は全てなくなっており、李氏によって全面改築された建物しか残っていませんので、そういったところも時代経過として整理していただき、文化財としての指定を専門委員会に判断していただくこととなります。

委員長) それでは時間も迫ってきておりますので、ここで質疑を打ち切りたいと思います。協議事項第2号、大磯町指定有形文化財の指定については、今のご提案どおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) ありがとうございます。それでは、滄浪閣の大磯町指定有形文化財の指定については、正式な申請書が提出され次第、大磯町文化財専門委員会へ諮問することといたします。諮問の文面については、私と事務局とで調整し後日承認をいただくこととします。

## 報告事項第1号 平成19年度教育費決算見込みについて

教育次長) 9月2日から9月定例会が始まります。平成19年度の一般会計、特別会計の決算をお出しします。昨年度もお示しいたしましたが、お手元の資料は決算の見込みとなります。一般会計につきましては、歳入が8,848,162,250円、歳出が8,443,589,745円となり、約4億円の収支が出ております。44,124,000円ほど繰越があるので、実質収支は363,330,000円となります。教育費については、予算1,046,402,000円のところ、支出が825,061,437円となり、221,340,563円の不要額が出てしまいました。この

理由につきましては、幼稚園費において法律改正の結果で用地交渉が進展せず 208,755,145 円支出しなかったことにあります。決算につきましては以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) 幼稚園の用地費用は別として、他の予算項目も不要額が出ているのですが、予算の組み方が良くなかったのではないのでしょうか。

教育次長) 執行率は約 95%となっており、不要額が生じる理由としては、契約による減額が考えられ、これは節約したと言えるかもしれませんが。極端に執行率の低い科目は特にないと思います。例えば教育振興費ですが、9,300,000 円の予算のところ、執行率が 93.48%と他の科目と比較して低い数値となっているのですが、これは要保護・準要保護の対象人数が見込みより少なかったことが理由です。社会教育総務費については、2,600,573 円の不要額が出ておりますが、文化財の試掘件数を概ね 10 件ほどで見込んでいましたが、実際には件数が少なかったことに理由があります。このように、見積もった件数よりも実際の件数が少なかったという理由や契約段階で費用が抑えられたという理由により、各科目で不要額が出ております。

委員長) 必要であるからお願いしている予算額なので、この中で雑費系統のようなものはないのでしょうか。例えば、全体的にみて教育費は余裕が出そうだということで、節約、コストダウンにより低く抑えられた部分を他の必要な事項に転用することはできないのですか。例えば、小学校・中学校の図書室の本が不足しているなのでその費用に充てるなど、融通の利くお金が必要なのではないかと思います。

教育次長) おっしゃるとおりでございますが、予算は、どのようなことに、およそいくらほど使うのか議会で承認を受けておりまして、それ以外の理由で予算を執行するのはどうなのかという問題があります。こっちで余ったからあっちで使わせて欲しいなど、今までは監査委員にお願いして多少の融通が利く部分もあったのですが、最近はや予算計上し、残った予算はそのまま余らせることになっております。

委員長) 全ての科目で不要額が出ているわけですから、融通などしなくても使える道がないのでしょうか。

教育次長) 予算が設定されていますがそれが最大値でありまして、それ以上使うことはできませんので、当然不要額が出ることとなります。予算で足りない部分は、補正を行うということですが、先ほど述べたように補正までしなくても修繕の場合等は予備費から充当することも可能です。あとは教育費からかき集めて執行することになるのですが、これは財政課との協議のもとでできることとあります。平成 19 年度においても流用や予備費充当を行っています。せっかく予算が余ったのだから、他の必要な箇所へ充てたいところですが、なかなか使えない理由がございます。

委員長) 執行率が約 95%で、残金が 5%という比率が最も理想的であると考えてよろしいのでしょうか。

澤委員) 逆に 95%の執行率であるのならば、来年度に教育委員会が予算計上した金額に 95%かけたものを予算とすることになるのではないのでしょうか。

教育次長) おっしゃるとおりでございます。国の予算がまさにそのような仕組みとなっております。ですから、不要であっても 100 万円予算計上したのであれば、100 万円使い切ることが求められます。その結果、来年度も 100 万円予算計上されることとなります。町はそのようにはいきませんので、100 万円要求して 95 万円ほど必要があり執行したのであれば、残った 5 万円は残すこととなります。来年度も 100 万円を予算計上する必要があるのであれば、そのように要望するかたちとなります。実績で予算が組めないのが実状であり、必要に応じた予算を要望しなさいということで、余った額はそのままにするということでございます。

委員長) わかるような気がします。

清田委員) 補正額は予算額に上乘せされ、年間の最終決算ということになるのですか。

教育次長) 当然、足りない部分は補正を行うのですが、差し引きを行えば、足りない部分を他科目の予算でまかなうことは可能です。しかし、それは予算計上の際の目的から外れますので認められません。足りない部分は補正で対応し、余る部分はそのまま残す形となります。

原田委員) よくある話で、年度末になると道路工事やいろいろな公共工事があちこちで見受けられますが、ある予算を年度内に使い切ろうとする意図から起こる現象だと思うのですね。しかし、大磯町の場合は、余った部分は余らせ、必要な部分は補正するということなので、健全な運営が行われているのかなと思います。

委員長) よろしいでしょうか。それでは質疑を打ち切りたいと思います。

## 報告事項第 2 号 放課後子ども教室について

生涯学習課長) 報告事項第 2 項、放課後子ども教室について報告いたします。昨年 6 月に大磯町放課後子ども教室実施検討委員会を立ち上げまして、アンケート調査や先進事例等を参考にして、実施場所を含めた具体的な検討を行ってきました。本年 4 月の教育委員会定例会において、大磯町放課後子ども教室実施要綱のご承認をいただきましたことから、6 月には、放課後子ども教室の参加申し込みの受付を行うと伴に、実施要綱に規定する運営委員会を設置し、運営方法の協議を進めてまいりました。実施概要につきましてご説明いたします。

資料を 1 ページおめくりいただきまして、「大磯町 放課後子ども教室実

施概要」をお開きください。名称につきましては、「大磯小学校放課後子ども教室」、「国府小学校放課後子ども教室」ということで2校別々に運営してまいります。特色といたしましては、当初スタート時は、安全な居場所づくりを確保することを目的としまして、異年齢の交流、地域との交流などを図りつつ、講師等を招き、様々な体験の機会を持っていきたいと思っております。本年度は試行期間として、3月までの時期を実施期間としておまして、給食のある日の内、週1回程度、大磯小学校では金曜日、国府小学校では水曜日となります。開催予定につきましては、事前に保護者に開催予定のお知らせすることを考えております。実施時期については、大磯小学校は9月5日から、国府小学校は9月3日からのスタートとなります。実施主体としましては、生涯学習課が直営で行いまして、ボランティアをお願いして運営していくということで進めてまいります。場所につきましては、体育館、運動場、その他教室ということで、大磯小学校につきましては「学年スペース」、国府小学校につきましては「特別教室」を使用してまいります。プログラムについては、児童の自主的な遊びの他、月に1回程度、イベントや体験等を実施し、異年齢や地域との交流が促進されるよう機会をつくっていきたく思います。イベントは子どもが落ち着くまで待ち、10月ぐらいから実施していければと考えております。居場所づくりということで児童の状況を確認した上で進めていきます。スタッフの方も初めて行う方が多いので、落ち着くまで時間を置きたいと考えております。登録につきましては、参加児童は登録していただき、年間を通しての入会ということになりますので、6月に参加の申し込みを行いました。本日午後に国府小学校で、明後日午前中に大磯小学校で最終的な登録申し込みということで、進めていきたく思います。一度申し込みをしていただいた方を対象に手続きを行っていきます。参加費などの保護者の負担につきましては、200円をいただく予定です。そのうち150円は保険料、50円は放課後子ども教室用の参加の名札を作成する費用となります。例えば、後から放課後子ども教室とは関係なく遊びに来る児童もいると思いますので、どの児童が放課後子ども教室に参加しているのかを区別するための名札です。出席の受付につきましては、入退室の確認を行うために必ず一度出席の受付を行っていただきます。参加は自由となっております。終了時間は、3～9月は17時まで、10～2月は16時30分までとなっております。緊急時の連絡としては、携帯電話を1台ずつ設置する予定です。これは、緊急等による帰宅や怪我が発生した場合の保護者への連絡等のための専用の携帯電話となります。裏面に移っていただきまして、運営委員会につきましては、現在までに2回会議を開催しております。今後は10月に1回、年明けに1回開催する予定です。実施状況を踏まえて運営に関するご協議をしていただくつもりです。各団体からご協力いただきまして、運営会を設置すると共に、「調整会議」とありますがこれは、少し落ち着いた段階で

学校毎にスタッフや関係する先生、学童保育の間の調整を図っていきたいと考えております。スタッフとしては安全管理員と指導員がおります。安全管理員には、参加者の把握、帰宅指導、見守り、緊急時の対応をしていただきます。指導員には、もう少し児童の輪の中に入れていただきまして、遊びへの誘導、子どもと一緒に準備や片付け等を行っていただきます。安全管理員は広い視野で子どもが自由に遊べる環境をつくるかたちとなります。全員の方と面談をしております。特に基準や資格はございませんので、ご本人の希望によって安全管理員と指導員に振り分けを行っております。初めてなので児童の中に入りづらいという方は安全管理員としてスタートしていただく、指導員につきましては過去に経験があるというような方などそれぞれのご希望に沿っております。ボランティアの方はスタッフとは別です。ボランティアの方はイベントや交流、体験における講師として外部招聘をしていきたいと考えております。スタッフの方が慣れれば様々な点で協力いただけると思うのですが、最初は見守りや指導から始め、なかなか講師として協力をいただくのは難しいかと思っておりますので、外部から参加していただければと考えております。10～11月にかけて理科の実験を行う講師を県で派遣してくれるようなので、利用していきたく思っております。また、太極拳の協会等がございますので、そういった方々にもボランティアとして参加していただきたいと考えております。その他として、原則としては、授業終了後に直接参加をしていただくこととなります。場所別のスタッフについては以下の表のとおり、1校9名ほどで運営をしていきたく思っております。教室の実施については、1・2年生の授業終了時間や給食の時間を踏まえた上で設定いたしました。気になる点としては、国府地区の児童の中にはバスで帰宅する生徒がいますので、若干終了時間を地域の状況に応じて前後させる必要があると思っておりますので、本登録と合わせて、先生とスタッフの顔合わせですとか、実際に場所を見ていただきながら、事前に予想できる問題点を解決できるよう集まっていただく日を設定しております。このように最初の準備を進めていきたく思っています。

次のページについては、7月24日時点での参加申し込み数となります。明日から本登録の開始となりますが、現在の申し込み状況となります。大磯小学校につきましては267名、全体の約30%、国府小学校につきましては195名、全体の約26%の申し込みがありました。申し込み率の隣に「内学童」とありますが、これは学童に加入されている児童の申し込み状況となります。大磯と国府の学童にも運営委員会に入らせていただきまして調整は済んでいるのですが、学童の方は一度全員登録をしていただくこととなりました。そのため、大磯小学校は約60名、国府小学校は約75名の学童児童が参加されます。結果的には、大磯小学校が約300名、国府小学校が約250名、合計550名の参加が予定されています。全体の約33%という高

い加入率でスタートされるように準備しているところです。

次のページに移ります。明日の登録時には、2学期中の実施予定日をお配りいたします。3学期の予定も出しているのですが、学校授業等によって変更になる可能性がありますので、2学期の予定のみを配布いたします。こちらは大磯小学校の予定表と使うスペースの図面となります。校舎西側の岩石公園付近に1年生用の学年スペースがあり、ここを主な集合場所に使います。1, 2年生は、学校が終わったらランドセルを持ってスペースに集まり、受付をします。まだ3年生以上は授業を行っておりますので、スペースで待機していただくことになります。次の時間で授業は終わりますので、3年生以上が全員集合します。その段階で運動場、体育館等に分散していきます。帰る際にも受付にて手続きしていただきまして一斉に帰宅することになります。次のページは国府小学校の予定表となります。大磯・国府それぞれ学校授業が入ってきますので、若干開催日に変更が出てくるかと思えます。最大で24回の開催を予定しています。国府小学校につきましては、図の右上が正門となりますので正門を入れてすぐ左側の県道側の教室となります。

最後に添付いたしましたのは、以前ご承認いただきました実施要綱です。1条から9条につきましては実施に係る事項、10条以降につきましては運営委員会に係る事項ということで規定させていただいております。現在、運営委員会につきましては、各団体から1名の委員を選出いただき、実施に向けての協議を行っております。安全に事故のないよう運営していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(質疑応答)

原田委員) 参加者数の見込みですが、7月24日現在、大磯小学校が約300名、国府小学校が約250名ということで、学童保育の児童も全員参加を加えた数値ですが、一般の方の7月24日以降の参加もあるのでしょうか。

生涯学習課長) 申し込みは締め切っておりますので、追加は出ておりません、明日、明後日で本登録を行います。場合によっては追加があるかと思えます。本登録以降も随時、受け付けを行います。名札のついていない児童、ついていない児童が混同してしまうと管理上問題があり、また、イベントを行っていく予定ですが、名札がついていない児童は参加できないという事態も考えられます。名札のついていない児童については声かけをして、参加を呼びかけていきたいと考えておりますので、登録につきましては随時、受付をする体制をとりたいと考えております。

原田委員) 現在の参加申し込み数は、全体の30%ないし35%というところですが、運営次第で半分を超えたり、100%近い数値となることもあるかと思えます。スムーズな運営をよろしくお願いいたします。

清田委員) 安全な運営がされることを願っております。個人的な話で申し訳ないのですが、私の妻も安全管理員として参加いたします。第1回目の研修会から第2回目の研修会の間にスタッフの人数が減ったと申しておりました。スタッフの方々は責任の所在に不安をもっていらっしゃるのではないのでしょうか。直前の説明会があるということですが、この部分についてもご配慮いただければと思います。

生涯学習課長) 安全管理員・指導員用にマニュアルを作成しております。そのマニュアルは、今後内容が増えていくと思いますので追加できるようにします。事故が発生した場合の対応等を考えております。指導員の方々が不安に思うことは、清田委員がおっしゃったとおり、事故が起これば管理責任が問われます。その点は、全面的に教育委員会が運営する事業ですので、教育委員会が管理責任を負いますので安心していただきたいと思います。事故については保険対応できるようにしてあります。あとは、慣れていく中でそれぞれの能力を活用して指導していただければと考えております。全員の方と面接を行っていますが、やはり一番不安に思われていることは、何かがあった時の責任の所在でしたので、その点については皆様に説明をさせていただきました。

委員長) 不安で協力できないことも考えられますので、責任は全て教育委員会が負うと明言されたことは良いと思います。

生涯学習課長) 指導経験の無い方の中にも、少しでも地域の役に立ちたいという方が大変大勢いらっしゃいます。その中で、協力したい気持ちはあるが、自信がないという声が多くあります。地域との交流が目的の1つとなっておりますので、そのような点には配慮していきたいと考えております。

委員長) 本年度の目玉事業ですので、私達も精力的にサポートしていきたいと思えます。

澤委員) 良くやっているといます。現時点の参加層をみると、低学年については40%を超えており、要望が強いことが分かります。親御さんの要望にあった事業であると受け取るべきと考えます。スタッフは9名ということですが、応募者はそれより多かったですのでしょうか。

生涯学習課長) はい。

澤委員) 学校は地域で支えられることが必要であり、そういった方々は、学校の先生とは異なりますが、学校施設を利用して地域の方が子どもを育てていく上で重要となってきます。今後、しばらく町としての事業の運営に配慮していかななくてはならないと思いますので、課長に頑張ってくださいと思いますし、私達も見学等を行う必要があるように思います。細かいことですが、要綱の9条に利用料金は無料と記してありますが、保険料は徴収するのですよね。その点を明記しなくても良いのでしょうか。

委員長) どこかに実費は負担していただく旨の記述がありませんでしたか。

澤委員) それで問題ないのですか。

生涯学習課長) 材料費等は保護者の負担とする旨の記述があり、また、実際に保護者に配布した資料の中には、負担する金額の詳しい内訳を示してあります。

澤委員) わかりました。

委員長) それでは大変だと思いますが、頑張ってくださいと思います。

## その他

教育次長) 次回の教育委員会定例会は、9月17日(水)午後9時から役場本庁舎で行います。また、午後からは国府中学校の学校訪問がございますので、よろしくお願いたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 20 年 9 月 17 日

委 員 長 \_\_\_\_\_

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_